# 町名地番設定業務の概要について

1　事業の概要

蟹江町の町界町名設定推進の区割りは、設定推進委員会の答申により20区画に分けられており、その区域は公道、河川等の恒久的な施設で区画しています。

本年度実施する区域は、設定区域⑤地区のうち、すでに平成26年に土地区画整理事業で施工した桜一丁目及び二丁目を除く、北はあま市との市町境、東は名古屋市との市町境、南は桜一丁目及び二丁目、西は県道須成七宝稲沢線及び町道今藤丸西線に囲まれた区域の29.2haです。

2　事業の必要性

現在、「住所」の表し方に「地番」を使っていますが、これは「土地の財産番号である地番」をそのまま「住居の地番」として用いています。ところが土地は道路の新設や拡張、土地所有者の都合でいつでも分筆や合筆ができることから、長い間には飛番、欠番ができたり、同一地番が多くなったりして次のような弊害を来たしています。

⑴　郵便物が間違って配達される。
⑵　救急車、消防車などの現場到着が遅れ被害が大きくなる。
⑶　尋ね先がよく分からず訪問者が戸惑う。
⑷　住所の記載などが長くて面倒である。

3　規模

⑴　面　　積　　約29.2ha
⑵　人　　口　　約1,885人
⑶　世　　帯　　約827世帯
⑷　法　　人　　約50社
⑸　筆　　数　　約1,819筆
⑹　家屋棟数　　約1,096棟
⑺　住　　所　　大字須成字東市之坪の一部、字南五本田の一部、字乗田の

一部、字藤丸、字打越、字東五本田の一部、字下惣作の一部、字上神鳥目、字北刎畑西ノ切、字北刎畑東ノ切、字南刎畑、字上ノ庄、字上真菰ヶ坪、字下真菰ヶ坪、字柳ヶ瀬北ノ切、字柳ヶ瀬南ノ切

大字今字マコマ坪、字早稲田、字八歩田面

⑻　設定区域図（下図の斜線部分）

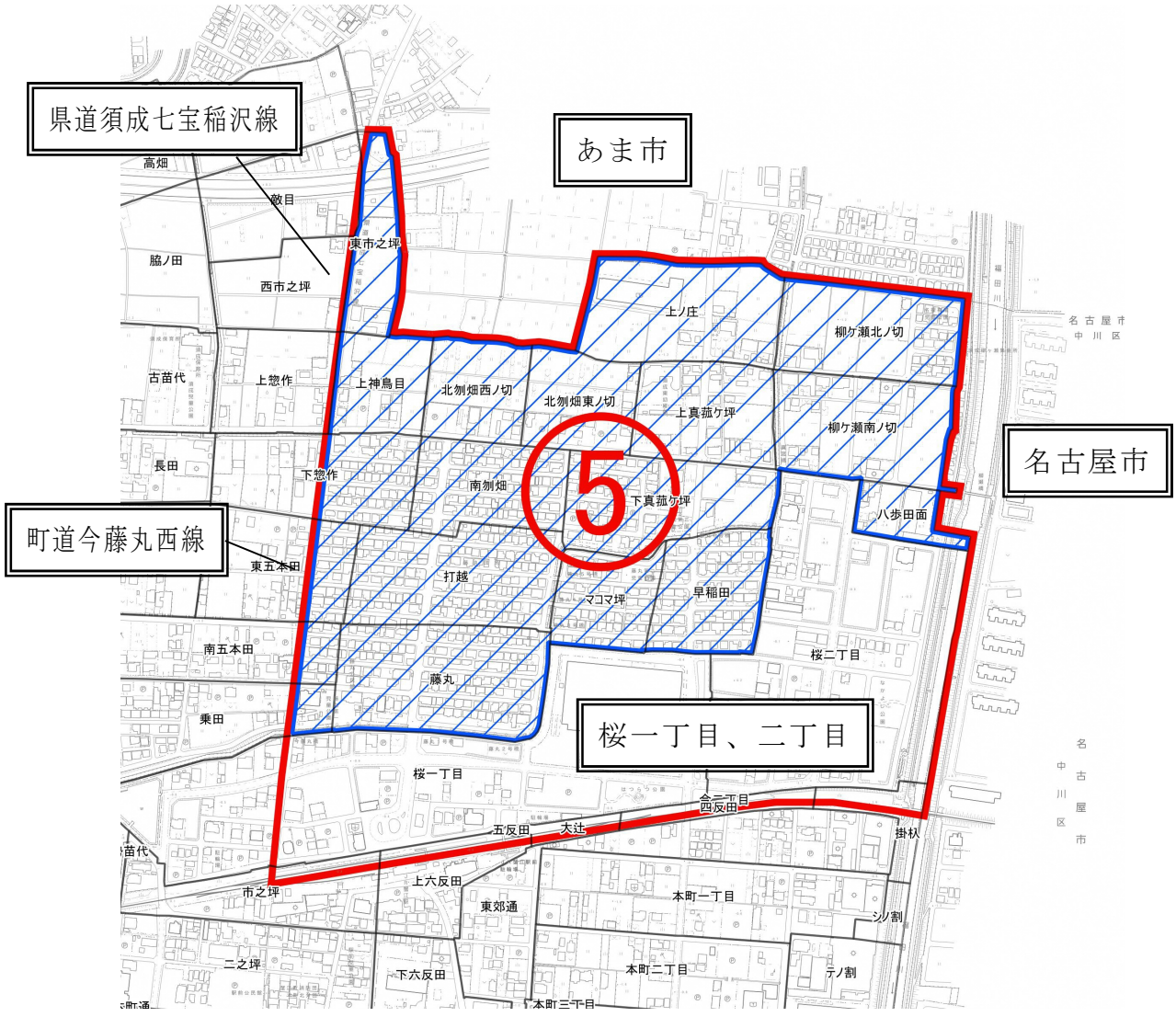


⑼　事　業　名　　町名地番設定業務委託

⑽　事業内容　　新町名及び区域の設定は、令和２年10月16日開催の町界町名設定推進委員会（以下「委員会」という。）に諮問のうえ「桜〇丁目」に編入することで決定した。

⑾　制　　度　　地方自治法第260条第１項

⑿　期　　間　　令和３年６月上旬から令和４年３月中旬まで

⒀　告　　示　　令和３年12月下旬

⒁　施 行 日　　令和４年１月８日（土）

4　住民とのコンセンサス

町界町名設定の推進には、住民の便宜のために施行するものであり、その実施については、住民の協力が必要となってきます。対象地域の住民及び法人に対して、この制度の周知徹底を図るため、当該地域住民へのＰＲ及び説明会を開催し、この事業への理解をさらに深めていきます。

5　新しい住所の表し方

| | | |
|---|---|---|
| （変更前） | 愛知県海部郡蟹江町大字□□字△△ | ○○番地 |
| | | 新町名　地番 |
| （変更後） | 愛知県海部郡蟹江町 | **桜○丁目** ○○番地 |

6　各種手続き

⑴　親戚や知人への住所変更のお知らせ

住所変更をお知らせいただくため、実施前に１世帯につき50枚まで郵便局から通信事務はがきが配布され、無料で配達されます。なお、法人等でさらにはがきが必要な方はあらかじめ郵便局の承諾を得て、自費で印刷すれば必要枚数を最大3,000枚まで無料で配達されます。

⑵　役所関係の住所の変更

住民票、印鑑登録票、選挙人名簿等については、役場で変更します。自動車運転免許証及び車検証並びに職業上の許認可に係るものについては、個人で変更の手続きをしていただきます。

⑶　変更登記

土地及び建物を所有している方は、必要なときに登記手続きができますが、登録免許税はかかりません。しかし、法人の場合は、法で定められた期間内に法人登記の変更登記をする必要があります。

⑷　住所変更による費用の負担

住所変更にともなう費用（名刺、ゴム印、封筒等）については、すべて個人負担となります。